

.....

KYGNUS JACCS CARDポイントサービス規約

.....

第1条（規定の目的）

本規定は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行するKYGNUS JACCS CARD（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「ラブリエポイント」といいます。）について定めたものです。

第2条（ラブリエポイントの概要）

ラブリエポイントとは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて当社がポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与するサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）です。

第3条（本ポイントの付与）

1. 本ポイントは、毎月当社所定の日に締め切られた新規のカード利用代金に応じて付与されるものとします。
2. 前項のカード利用代金には、キグナス石油系列SSでのカード利用代金及びE d yチャージ、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ、キャッシングサービス、カード年会費、その他当社所定のものとは含まないものとします。
3. 本ポイントは、当社所定の日に締め切られた各月の新規カード利用代金合計金額200円（ただし、200円未満は切り捨て）ごとに1ポイント付与いたします。
4. 前項に基づき、当社がポイント付与を行う際に、会員がカードショッピングの全額又は一部の期限前弁済を行っていた場合、本ポイントは付与しないものとします。

第4条（本ポイントの有効期間）

1. 本ポイントの有効期間は、各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。
2. 有効期間内に第5条、第6条に定めるところによって引き換えがなされなかった場合、当該有効期間を経過したポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内のポイントに充当したり、有効期間を延長することはできないものとします。

第5条（本ポイントの還元）

1. Web会員サービス「インターコムクラブ」での引き換え

有効期間内の獲得ポイント数に応じて、会員から「インターコムクラブ」のポイント引き換え画面にて申請を受け、ポイント引き換え画面掲載の商品に引き換えすることにより、ポイントの還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近いポイントから順次差し引くことにより行うものとします。

2. 郵送での引き換え

有効期間内の獲得ポイント数に応じて、会員から「ラブリエポイント引換商品カタログ・応募用紙」内の応募用紙にて申請を受け、ラブリエポイント引換商品カタログに掲載の商品に引き換えすることにより、ポイントの還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近いポイントから順次差し引くことにより行うものとします。

第6条（本ポイントの還元の条件）

前条に定めるポイントの還元は、次の条件をすべて満たした場合に行われるものとします。

1. 有効期間内の累計ポイントが本ポイントの引き換えに必要なポイント以上であること。
2. 当社がポイントの還元を行う時点で、会員が本カード等の会員資格を有していること。

第7条（本ポイントの通知）

当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数並びに有効期間等を、当該会員に対して郵送する「ご利用代金明細書」またはインターコムクラブのご利用代金明細「WEB明細サービス」により通知するものとします。

第8条（還元商品の返還）

還元商品受け渡し後、第6条に規定する本ポイントの還元条件を満たしていないことが判明した場合には、会員は当社の請求に基づき直ちに当社に対して、還元商品の返還または還元商品に相当する金額を支払うものとします。

第9条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第10条（権利の喪失およびサービス停止等）

1. 会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規定における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。
2. 会員が第8条に該当した場合には、当社は会員に通知することなく付与を中止し、既に付与されているポイントを失効させることができるものとします。

第11条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第12条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品および還元申請資格に関する疑義、その他、本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第13条（免責事項）

本規定に定めるもののほか、当社は本ポイントサービスの利用により会員に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、責任を負わないものとします。

第14条（変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。
2. 前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

第15条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本の法律が適用されるものとします。

第16条（適用）

本規定に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本規定とジャックスカード会員規約や当社が別に定めるあらゆる規約等と本規定の内容が重複または一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。